

【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】自治体の基本的あり方について

- ①憲法、地方自治法などをふまえて、住民1人1人が人間としての尊厳が保障され、健康で文化的で平和的な生活を送れるように自治体の施策を進めてください。

総務課

憲法が保障する生存権等を遵守し、男女平等と女性の地位向上の施策を推進する。

- ②「住民の福祉の増進を図る」という地方自治の目的に沿って、国の施策に左右されることなく、住民の利益への奉仕を最優先してください。

総務課

住民の立場に立ち、住民が安心して暮らし続けられるように地域の特性を生かしたサービス及び制度を作り上げていくことが重要と認識している。

- ③地域主権改革関連法(第1次～第3次分)による義務付け・枠付への見直し(最低基準の見直し)につて、現行の基準を引き下げることなく住民サービス充実の視点から基準の向上をめざしてください。

総務課

地域主権改革関連法による義務付け・枠付への見直しについては、内容を十分に把握し、住民の生活に影響が出ることがないように、住民サービス拡充を目指し、体制作り等の準備を現在進めている。

- ★④徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。税滞納世帯の解決は、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

収納課

納税については、納期限内に全額を一括納付が原則で、大多数の方が期限内納付をしている。

しかしながら、納税者個々に実情が異なるため、生活実態や収入状況などの聞き取りを行い、税負担の公平性を確保するためにも、一日も早い完納を目指して相談に応じ、分納などで対応をしている。

愛知県西尾張県税事務所管内の9市町村については、現在すべての市町村が「愛知県西尾張地方税滞納整理機構」に職員を派遣し参加しており、当町としても引続き参加の予定である。

★【2】福祉医療制度について

- ①福祉医療制度(子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

保険医療課

子ども医療については、平成24年4月に拡大を行ったが、その他については、現行の制度で行っていく考えです。

- ②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

保険医療課

平成24年4月から通院に伴う医療費中学校卒業までに拡大を行ったが、それ以上の拡大は現在考えておりません。

- ③障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

保険医療課

財源の問題もあり考えておりません。

- ④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

保険医療課

後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にする考えはありません。

後期高齢者福祉給付金は、平成20年8月以降も75歳以上のひとり暮らし非課税者を対象としています。また、精神障害者3級保持者にも同様に実施しています。

【3】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1)介護保険について

- ①介護保険料を引き下げてください。なお、介護保険料段階は、多段階に設定して、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

民生課

第5期(平成24~26年度)の保険料は所得段階を10段階へ細分化しており、所得に応じた負担区分とし、低所得者への負担軽減を行っています。

- ②低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。

民生課

今のところ、町独自で減免を行う考えはありません。

- ★③低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

民生課

今のところ、町単独で減免を行う考えはありません。

- ★④要支援者を介護保険からはずす「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施せず、介護保険による介護予防サービス及び地域支援事業を充実してください。

民生課

今のところ、実施の予定はありません。

- ★⑤特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

民生課

現在、特別養護老人ホームの建設計画の予定があります。

- ⑥地域包括支援センターを中学校区毎に設置し、最低1カ所は市町村直営としてください。また委託されたセンターの職員が責任もって働き続けられるよう委託費を引き上げてください。

民生課

本町は、地域包括支援センターを1カ所設置（日常生活圏域：1つ）しており、大治町社会福祉協議会に委託しております。

委託費につきましては、正当かつ適正な額を以って契約しております。

- ⑦介護・福祉労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

民生課

現在のところ、財政的な支援は考えておりません。

(2)高齢者福祉施策の充実について

- ★①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

民生課

毎年6月に民生委員の協力を得て、65歳以上のひとり暮らし高齢者の実態を調査し、見守りを必要とする方の把握を行っております。

イ. 高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。

民生課

町では、総合福祉センター発の福祉巡回バスが町内をA・Bの2つのコースに分かれて回り、月曜日から金曜日（平日のみ）まで1日4回運行しております。

ウ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

民生課

寝たきりや認知症を予防するために、介護予防事業の充実に努めています。

エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

民生課

現在のところ、公営住宅の整備については考えておりません。

②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食（ふれあい）方式も含め実施してください。

民生課

配食サービスは、65歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、毎週1回、安否確認を兼ねて実施しております。

また、65歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、高齢者の方が交流できる場として実施している「ふれあい交流会」に会食を取り入れております。

★(3)障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

民生課

要介護度1以上の方を対象に、自立度と併せて判定しています。

②すべての要介護認定者に「障がい者控除対象者認定書」または「障がい者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

民生課

自主申請により認定書の交付を行っておりますので、個別に送付することは考えておりません。

2. 高齢者医療などの充実について

- ①後期高齢者及び国保の高額医療・高額介護合算療養費は、該当者に個別に申請書を送付してください。

保険医療課

該当者に申請をしていただく旨の通知を毎月送付しています。

- ②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。また、短期保険証は、発行しないでください。

保険医療課

広域連合において取り扱いを決めています。それにより運用しています。

3. 子育て支援などについて

- ①妊産婦健診は、初回の健診はもちろんのこと、産前14回、産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。

保健センター

妊婦（産前）健診回数・内容については厚生労働省の素案と日本産婦人科学会、日本産婦人科医会のガイドラインに沿って、愛知県内自治体が合同で、愛知県医師会と海部医師会と折衝している。

産後健診については、今のところ実施する予定はありません。

恒久的な制度として実施したいと考えるが、補助金が交付されなくなると検討しなくてはならなくなる可能性がある。

- ★②就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付け、申請手続きに民生委員の証明が必要な場合はなくしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底してください。支給内容を拡充してください。

学校教育課

現在、生活保護基準額の1.2倍未満の世帯が対象。1.4倍以下の世帯とするかどうかは、未定。

申請の受付については、原則、在籍の学校へ提出だが、学校教育課でも受付している。申請手続きに民生委員の証明は不要。

年度途中でも申請できるよう、全児童生徒の保護者に対して4月に制度の案内チラシを学校から配布し、広報にも案内を掲載している。

- ③義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

学校教育課

学校給食法によって、施設・設備経費・職員の人件費は設置者の負担とし、それ以外を保護者負担と定められている。

町としては、保護者負担を少しでも軽減できるよう、補助金が出されている。

④放射線被ばくから子どもを守るため、食の安全管理を万全にしてください。

学校教育課

国の安全基準を満たした食材を利用するなど安全に配慮している。

⑤女性、特に妊産婦や高齢者に配慮した避難所に改善してください。

総務課

福祉避難所の指定を始め、間仕切り、ベッド等資機材の整備を図っていく。

4. 国保の改善について

①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。

保険医療課

国保制度の都道府県単位化については、判断できません。

★②保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

保険医療課

保険税の性質上、給付と負担のバランスを考慮し、保険事業の安定化を図るため、必要に応じて税率の改正を行っています。

一般会計からの繰り入れは毎年実施しており、町財政の許す限りの繰り入れをしています。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

保険医療課

財源の問題もあり考えていません。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

保険医療課

財源の問題もあり考えていません。

エ. 所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

保険医療課

平成20年度に減免規定の見直しを実施したが、財政面からもこのような要件は考えていません。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

保険医療課

今まで資格証明書を発行したことはなく、資格証明書は最後の手段として考えています。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。

保険医療課

給付の制限はしていません。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6か月としてください。

保険医療課

税負担の公平を図るために行っているもので、あくまでも滞納がなくなるまで短期の保険証を交付しています。有効期限は6ヵ月です。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

保険医療課

短期保険証を交付する際に面談を行うので、当然、生活実態の把握に努めています。それで減免規定の適用ができれば減免を行います。また、当町では「弁護士による多重債務相談」を実施しているので、該当する希望者には周知をしています。

差し押さえ等については、分納などに応じない悪質滞納者に対して行っていく方針です。

国保への加入については、広報、HPなどで周知しており、転入時にも住民課で国保への加入の有無を聞いています。無保険者の調査を実施することは考えていません。

- ④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

保険医療課

平成20年度に要綱を規定し、平成22年度に改正を行いました。

(国民健康保険一部負担金の免除、減額及び徴収猶予に関する取扱要綱)

| | | |
|------------------------|-------|-------|
| 基準生活費の115%以下の世帯 | 一部負担金 | 免除 |
| 基準生活費の115%を超え130%以下の世帯 | 一部負担金 | 1/2免除 |
| 基準生活費の130%を超え140%以下の世帯 | 一部負担金 | 徴収猶予 |

としています。

制度の周知については、広報(H24.3月号)、HPで行っています。

5. 障がい者・児施策の拡充について

- ①障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの自己負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を、課税世帯を含めてなくしてください。

民生課

障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具は、国の制度にならっており、今のところ町独自の制度は考えておりません。

なお、地域生活支援事業については、生活保護世帯及び住民税非課税世帯の低所得世帯の利用料を無料としています。

- ②訪問系サービス、移動支援の支給時間は、余暇利用を含めて障がい者・児が必要とする時間を支給してください。

民生課

支給量決定の際には、必要時間数の間取りなどを行っており、必要時間数が支給されていると考えております。

- ③移動支援は、通所・通学にも利用できるようにしてください。

民生課

原則通学・通所・通勤については、認めておりませんが、短期あるいは、緊急などの必要不可欠な場合については、柔軟に対応しております。【親の出産・入院等における通学の支援を行った事例あり】

- ★④障がい者の介護保険制度における利用料負担は撤廃してください。当面、障がい者の介護保険にたいし障害者自立支援法の軽減措置と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収をやめてください。

民生課

今のところ、町独自で利用料負担の撤廃等行う考えはありません。

⑤避難所のバリアフリー化をすすめてください。

総務課

避難所のバリアフリー化については、段差解消のための簡易スロープの設置や、手すりが未設置の場合には車椅子で対応する。
また、車椅子の方も使用可能な組立て式簡易トイレを配備していく。

⑥集団での避難生活が困難な障がい者・児、特別な介護を含む援助が必要な障がい者・児、高齢者を対象とした、個室対応も可能とする福祉避難所を設置してください。

総務課

福祉避難所の指定とその充実を図っていく。

⑦地域の防災関係者が「災害時要援護者」の情報共有ができるようにするとともに、一定の条件の下に、障がい者団体や支援団体等にも情報を開示してください。また、地域での情報喪失も想定し、福祉圏域間での共有、県との共有を考えてください。

民生課

今年から災害時要援護者支援が始まり、町民に対して広報・通知文書で呼び掛けをし、登録するよう周知しているところである。今後、災害時要援護者名簿登録申請書兼災害時要援護者台帳に基づいて町が台帳を整備し、関係支援団体に情報提供していく予定である。また、福祉圏域及び県との共有について今後検討していく予定である。

6. 健診事業について

①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。

保健センター

特定健診(生活保護受給者)は無料で実施しております。
がん検診は、個別方式・集団方式で実施しています。国庫補助金がないこと、健診委託料の財政的な負担が大きいことがあり、無料での実施は難しい。また、がん検診を受けることにより、がん等の病気が早期発見されるメリットがあるため、受益者負担は必要だと考えます。

②40歳未満の住民を対象にした一般健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

保健センター

40歳未満の住民を対象にした一般健康診査は、実施しています。国庫補助金がないこと、健診委託料の財政的な負担が大きいことがあり、無料での実施は難しい。また、健診を受けることにより、病気が早期発見されるメリットがあるため、受益者負担は必要だと考えます。

7. 予防接種について

★①Hib、小児用肺炎球菌、HPVワクチンの予防接種は無料で受けられるようにしてください。

保健センター

無料ではありませんが、ヒブ 2,500円、小児用肺炎球菌 3,000円、子宮頸がん 5,000円を助成しています。定期接種になれば、他の予防接種同様無料で実施する予定です。

- ②高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウィルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

保健センター

高齢者用肺炎球菌は24年5月から3,000円助成しています。

水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウィルスワクチンは任意接種であり、補助金がないため町の財政的負担が大きいため、今のところ実施する予定はありません。

8. 生活保護について

- ★①憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

民生課

実施機関である福祉事務所が保護の決定を行っております。電話や窓口において保護の相談があれば、速やかに福祉事務所に通報し、審査事務を行うなど適切に対応しております。

- ②就労支援や生活指導を個別にいていねいにおこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。

民生課

現在は、福祉事務所の職員が就労支援や生活指導を行っております。

- ③弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの窓口等への配置はやめてください。

民生課

現在のところ、町の生活保護担当職員として、警察官OBの配置の検討はされておられません。

【4】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①消費税増税法および社会保障制度改革推進法は撤回してください。また、マイナンバー制度は導入しないでください。

民生課

今国会において、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障制度改革推進法が成立しておりますので、今後は法制度の枠内において、必要となる対応等を講じたいと考えています。

また、社会保障・税に関わる番号制度(マイナンバー制度)については、国会等における今後の議論を見守りたいと考えています。

- ②消えた年金問題を全面解決し、消費税を財源にすることなく全額国庫負担による「最低保障年金制度」をつくってください。その際、すべての高齢者の無年金・低年金の改善に役立つものにしてください。受給資格年限を短縮し、安心してらせる年金制度を確立してください。年金支給年齢の引き上げは行わないでください。特例水準解消を理由とした2.5%の年金削減は撤回してください。年金の自動削減装置である「マクロ経済スライド」を撤回してください。また、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。

住民課

今後の国の動向を見守っていきたいと考えております。

- ③後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にもどしてください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険の都道府県単位化は行わず、国庫負担を増額してください。

保険医療課

意見書・要望書の提出は考えておりません。

- ④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護・福祉労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。生活支援の「45分」への時間短縮を元に戻してください。

民生課

国の動向を見守っていきたいと考えております。

- ⑤子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。

保険医療課

意見書・要望書の提出は考えておりません。

保健センター

妊婦健診については意見書・要望書の提出をします。産婦健診については提出は考えておりません。

- ⑥東日本大震災で明らかとなった公立病院・公的病院の役割が充分発揮されるよう、病院の統廃合・病床削減をやめて、ペナルティーなしの地域医療再生のための交付金を支出してください。また、地域医療充実につながるような診療報酬改定を行ってください。

保健センター

意見書・要望書の提出は考えておりません。

- ⑦障がい者・児が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。障がい福祉サービス利用者が、介護保険で要支援と認定された場合、従来の障害福祉サービス利用が大きく制限されることなどから、介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険制度を選択できるようにしてください。

民生課

国の制度にならっており、今のところ町独自の制度は考えておりません。

- ⑧H i b、小児用肺炎球菌、HPV、高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の任意予防接種を定期接種としてください。

保健センター

すでに平成 25 年度から定期化するための検討をはじめているとの情報もあります。今後の国の動向を見守っていきたいと考えております。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1)福祉医療制度について

- ①福祉医療制度(子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

保険医療課

意見書・要望書の提出は考えておりません。

- ②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

保険医療課

意見書・要望書の提出は考えておりません。

- ③障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

保険医療課

意見書・要望書の提出は考えておりません。

- ④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

保険医療課

意見書・要望書の提出は考えておりません。

(2) 県民の医療を守るために

① 後期高齢者医療制度について

ア. 後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障がい者医療費助成制度を適用してください。

保険医療課

意見書・要望書の提出は考えておりません。

イ. 後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。

保険医療課

要望していきたいと考えております。

② 国民健康保険への県の補助金を増額してください。

保険医療課

要望していきたいと考えております。

③ 障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くす補助制度を創設してください。

民生課

障害福祉サービス・自立支援医療・補装具は、国の制度にならっており、今のところ町独自の制度は考えておりません。

なお、地域生活支援事業については、生活保護世帯及び住民税非課税世帯の低所得世帯の利用料を無料としています。

④ コロニー中央病院を障がい者・児の専門医療機関として拡充してください。また、県東部地域にも同様の医療機関を設けてください。

保健センター

意見書・要望書の提出は考えておりません。

⑤ 東海・東南海・南海の三連動地震に対し、県内の災害時医療体制を確立・充実してください。とりわけ、災害拠点病院がその機能を発揮できるように、財政的援助も含め充実してください。

保健センター

公立の病院がない為、意見書・要望書の提出は考えておりません。

⑥ 県立病院については、民間病院や他の公立病院との機能分担、役割分担ではなく、県民医療全体に対する役割を堅持し、より一層充実させてください。

保健センター

意見書・要望書の提出は考えておりません。

⑦ 厚労省通知「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組について」に基づいて看護師等の勤務環境の改善を図るとともに、看護師の大幅増員を図ってください。

保健センター

公立の病院がない為、意見書・要望書の提出は考えておりません。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

① 愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。

保険医療課

要望していきたいと考えております。

② 低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。

保険医療課

意見書・要望書の提出は考えておりません。

③ 保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。

保険医療課

意見書・要望書の提出は考えておりません。

④ 後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けてください。

保険医療課

意見書・要望書の提出は考えておりません。